

美里町住宅用太陽光発電設備設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、自給的エネルギーの確保と再生可能エネルギー等への転換等の促進を図るため、太陽光発電システムを新規に設置する者に対し、予算の範囲内において、美里町住宅用太陽光発電設備設置事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付等に関しては、美里町補助金等交付規則(平成18年美里町規則第33号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「太陽光発電システム」とは、次に掲げる要件を満たす太陽光発電システムをいう。

- (1)住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆潮流有りで連系し、かつ、太陽電池の最大出力(太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力(日本工業規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力。なお、日本工業規格を基準としているが、IEC等の国際規格も可とする。)の合計値(キロワット表示とし、小数点以下第2位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。))とする。以下同じ。)が10キロワット未満の太陽光発電システムであること。
- (2)太陽光発電普及拡大センターの定める住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金技術仕様書(平成21年1月13日付けJ-PEC第0810-0011号)に適合するもの。
- (3)太陽光発電システムの設置に要する費用が、1キロワット当たり55万円(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)以下であるもの。ただし、当該費用に別表第1に掲げる特殊な工事の費用が含まれるときは、同表で定める額を上限に、当該費用から控除することができる。
- (4)未使用品であること。(移設されたもの、又は同一設置場所で過去に電力会社と系統連系されたものは対象外とする。)
- (5)自立運転機能を有すること。

2 この要綱において「対象設備」とは、太陽光発電システムをいう。

3 この要綱において「対象住宅」とは、次に掲げる要件を満たす住宅をいう。

- (1)自ら居住する目的の主たる住宅(小規模店舗等(町長が認めるものに限る。)を併設するのを含む。)であること。
- (2)補助金の交付を受けようとする者又はその者と生計を一にする者が所有又は所有しようとする住宅であること。

(補助対象者及び補助対象期間)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、対象住宅に太陽光発電システムを新規に設置するものであって、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 町内に居住し、又は居住しようとする者
- (2) 自ら電力会社と電灯契約を締結し、かつ、余剰電力の受給契約を締結する個人である者
- (3) 太陽光発電システムを新規に設置する建物の所有者が複数人であるときは、当該建物を共同して所有する者から太陽光発電システムの設置に関し承諾を受けている者
- (4) 町税を滞納していない者
- (5) 町長に対して太陽光発電システムの発電量、売電量、買電量その他町長が必要と認めるデータの提供や、町が行う広報活動に協力できる者
- (6) 補助金の交付の決定を受けた年度の3月末日までに設置工事を完了できる者
- (7) 過去においてこの補助金による助成を受けていない者

2 補助金の交付の対象期間は、平成25年度から平成27年度までとする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表第2に規定する太陽光発電システム機器の購入及び設置に要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表3に示す1kW当たりの補助金単価に、対象システムを構成する太陽電池の公称最大出力を乗じて得た額とし、上限は10万円とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 太陽光システムの設置に係る請負者が町内に主たる事業所又は事務所を有する者であるときは、前項の規定により算出した額に100分の20を乗じて得た額を加算する。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、町長が別に定める申請期間内に、美里町住宅用太陽光発電設備設置事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書その他工事契約関係が確認できる書類の写し及び工事費の内訳が確認できる見積書その他の写し
- (2) 対象設備を設置する場所が確認できる図面等の写し
- (3) 対象設備の形状、規格等が確認できるカタログ、仕様書等の写し

- (4) 対象設備を設置する対象住宅及び屋根、屋上その他の対象設備を設置する場所（対象住宅が建築前であるときは、建築予定地）の現況を示す写真（申請の日前 2 週間以内に撮影された写真に限る。）
- (5) 対象設備を設置する対象住宅の所有者が申請者又はその者と生計を一にする者であることが確認できる書類
- (6) 対象設備を設置する対象住宅に申請者以外の所有者がいる場合は、当該所有者の承諾書（様式第 2 号）
- (7) 申請者（前号に規定する承諾書を提出した者がいる場合は、その者を含む。）の市町村民税その他町長が定める地方税を滞納していないことを証明する書類。ただし、町内に居住している者を除く。
- (8) その他町長が必要と認める書類
（補助金の交付決定及び不交付決定）

第 7 条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、美里町住宅用太陽光発電設備設置事業補助金交付決定通知書（様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の場合において、補助金の目的を達成するために必要があると認めるときは、交付決定に関し条件を付することができる。

3 町長は、補助金を交付することが適当でないとき、美里町住宅用太陽光発電設備設置事業補助金不交付決定通知書（様式第 4 号）により申請者に通知するものとする。

（工事の着手等）

第 8 条 申請者は、前条第 1 項に規定する交付決定通知書を受理するまでは、対象設備の設置工事に着手してはならない。

（交付申請の内容の変更）

第 9 条 第 7 条第 1 項に規定する交付決定通知書を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知書を受けた後、交付決定を受けた申請内容を変更し、中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ美里町住宅用太陽光発電設備設置事業計画（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第 5 号）に町長が必要と認める書類を添付して町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、変更、中止又は廃止の承認を決定したときは、その旨を美里町住宅用太陽光発電設備設置事業計画（変更・中止・廃止）承認通知書（様式第 6 号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第 10 条 補助事業者は、対象設備の設置工事が完了したときは、完了の日から

1月を経過した日又は交付の決定のあった日の属する町の会計年度の翌年度の4月30日のいずれか早い日までに、美里町住宅用太陽光発電設備設置事業補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- （1）対象設備を設置した状況が分かる写真
- （2）対象設備の設置工事に要した費用の領収書及び内訳書の写し
- （3）補助事業者と電力会社との電力受給契約確認書の写し
- （4）対象設備を設置した対象住宅への転居を条件とした交付決定を受けた者
 あつては、その住民票の写しその他の当該対象住宅に居住することを示す書類
- （5）その他町長が必要と認める書類
 （補助金の額の確定等）

第11条 町長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を美里町住宅用太陽光発電設備設置事業補助金交付額確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知し、補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、美里町住宅用太陽光発電設備設置事業補助金交付請求書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。
 （補助金の交付決定の取消し）

第12条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）偽りその他の不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- （2）補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （3）その他この要綱の規定に違反したとき。

2 町長は、前項の規定による取消しをしたときは、美里町住宅用太陽光発電設備設置事業補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により補助事業者に通知するものとする。
 （補助金の返還等）

第13条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、期限を定めて交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

2 町長は、第12条に規定する交付決定の取消しによって補助金の返還を命じたときは、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併

せて当該補助事業者から徴収することができる。

- 3 補助金の返還については、期限内に納付がない場合は、返還の期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納に係る金額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を併せて補助事業者から徴収するものとする。
(運転状況の報告等)

第14条 補助金の交付を受けた者(以下「被交付者」という。)は、第10条の実績報告書を提出した月の翌月から12月を経過するまで、対象設備の運転の状況を美里町住宅用太陽光発電設備設置事業定期報告書(様式第11号)により町長に報告しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定により定期報告を受けたときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地を調査し、太陽光発電設備設置事業に関して必要な措置を講ずるよう指示することができる。

- 3 町長は、補助金の交付を受けた者に太陽光発電設備等に係る調査その他の協力を求めることができる。

(関係書類の整備)

第15条 被交付者は、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業等終了後5年間保存しなければならない。

(対象設備の管理)

第16条 被交付者は、対象設備を善良なる管理者の注意を持って管理しなければならない。

- 2 前項に規定する対象設備の管理期間を17年とする。

- 3 前項の場合において、被交付者は、天災地変その他被交付者の責に帰することのできない理由により、対象設備が損傷又は滅失したときは、その旨を町長に届け出なければならない。

(対象設備の処分)

第17条 被交付者は、対象設備を前条第2項に規定する期間内に処分するため、規則第16条の町長の承認を受けようとするときは、処分等承認申請書(様式第12号)を町長に提出しなければならない。

(手続代行)

第18条 この要綱による補助を受けて対象設備を設置しようとする者は、この要綱に定める手続きについて、対象設備を販売又は設置する者(以下「手続代行者」という。)に対してこれらの手続きの代行を依頼することができる。

- 2 手続代行者は、依頼された手続きを、誠意をもって実施するものとする。また本手続きの代行を通じ申請者に関して得た情報は、個人情報保護に関する法律(平成21年6月5日法律第49号)に従って取り扱うものとする。

3 町長は、手続代行者が第1項に規定する手続きを偽りその他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の、名称及び不正の内容を公表し、当分の間、手続きの代行を認めないことができるものとする。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 2 条関係)

番号	特殊工事	控除できる上限額	備考
1	安全対策費	1 キロワット当たり 3 万円	屋根面に設置する場合等に、作業員や部品の落下を未然に防止するために、安全対策上設置場所に適合した足場を設ける工事
2	陸屋根防水基礎工事費	1 キロワット当たり 5 万円	陸屋根の基礎設置部分を掘削し、基礎を設置した後施す防水工事
3	積雪対策工事費	1 キロワット当たり 3 万円	積雪地域の積雪荷重に応じ、架台強度を個別設計して行う補強工事又、積雪地域における鋼板屋根への設置において個別設計して行う屋根等の改修工事
4	積雪架台嵩上げ工事費	1 キロワット当たり 2 万 5 千円	積雪地域において積雪により周囲の雪に埋没しない高さに設置するために、積雪対策工事を実施し、かつ、50 センチメートル以上の架台の嵩上げを行う工事
5	風荷重対策工事費	1 キロワット当たり 2 万円	強風地域の風荷重に応じ、架台強度を個別設計して行う補強工事
6	塩害対策工事費	1 キロワット当たり 1 万円	強度保持に必要な固定箇所等にコーキング等の処理を施す工事
7	幹線増強工事費	1 件当たり 10 万円	単相二線式の引込線を単相三線式に増強し、併せて分電盤を交換する工事

別表第 2 (第 4 条関係)

番号	項目
1	太陽電池モジュール
2	架台
3	パワーコンディショナ (インバータ・保護装置)
4	その他付属機器 (接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器)
5	設置工事に係る費用 (配線・配線器具の購入・電気工事等を含む)

別表第 3 (第 5 条関係)

1 k W 当たりの補助金単価 1 k W 当たりの補助対象経費 (税別)	1 k W 当たりの補助金単価
3 0 , 0 0 0 円を超えて 5 5 0 , 0 0 0 円以下	3 0 , 0 0 0 円